

ID: 220

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

処分の概要	受給者証の再交付		
例規名 根拠条項	名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第9条		
例規番号	平成18年規則第104号		
<p>【根拠条文】 (受給者証の再交付等) 第9条 受給者は、受給者証を損傷又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日